

1. 平成26年第6回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成26年12月19日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第140号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第142号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第143号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程11 議案第145号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程12 議案第146号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程13 議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第148号 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程16 議案第158号 財産の無償譲渡について（牛道財産区の財産）
- 日程17 請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程18 請願第3号 消費税の増税に反対する意見書の提出を求める請願書
- 日程19 議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程20 議発第17号 議員派遣について
- 日程21 報告第19号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

日程22 議報告第16号 諸般の報告について

日程23 議報告第17号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1 から日程23まで

日程24 議案第159号 工事請負契約の締結について (第75号阿多岐川災害復旧工事)

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美谷添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 古 川 文 雄

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	古 川 甲子夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会総務課 主任主査	加 藤 光 俊		

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、12月2日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、10番 古川文雄君、遅参議員は、1番 山川直保君、17番 美谷添生君、18番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には4番 田代はつ江君、5番 兼山悌孝君を指名いたします。

◎議案第136号から議案第148号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程14、議案第148号 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました13議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の過程と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年12月2日開会の平成26年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例関係7議案につきまして、平成26年12月12日開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

審査に当たり、議案第136号から議案第139号までの4件は関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとに質疑及び採決を行いました。

議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。

市長公室長から、人事院勧告に基づく一般職の職員の例に準じて、市議会議員の期末手当の0.15月分引き上げを平成26年4月1日から遡及適用するとの説明を受けました。

委員から、市議会議員の報酬に対して期末手当を支払う法的根拠について質問があり、地方自治法に地方公共団体の議会議員に対し、条例で定めることによって期末手当を支給することができる旨の規定があるとの説明がありました。

議員に関しても人事院勧告を適用させるべきとの指摘があるのかとの質問があり、そのような指摘はないと思われるが、中濃地域の各市においても市議会議員の期末手当を0.15月引き上げる条例案を上程されている。期末手当の支給月数についてはそれぞれの自治体で決定しているが、今回の引き上げの月数は人事院勧告に準拠しているとの説明がありました。

期末手当の遡及適用に係る差額の支給について質問があり、今回は増額であるため、補正予算をさきに可決いただいており、条例の改正が可決すれば12月26日に差額分を支給する予定である。なお、減額になる場合は、11月中に臨時会などで可決していただき、基準日の12月1日に確定して、12月期の期末手当を減額して調整する機会が多いとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、人事院勧告に基づく一般職の職員の例に準じて、常勤の特別職の期末手当の0.15月分引き上げを平成26年4月1日から遡及適用すること。平成27年4月1日から寒冷地手当を加えること、給料月額を2%下げること等の説明を受けました。

委員から、給料月額の1.5%を減額する根拠と期間について質問があり、数年前の人事院勧告に基づき、部長級の55歳を超える職員は民間との比較において高額であるとして1.5%減額することとなったものに準拠している。期間については、職員と連動するという考え方に立てば3年後の平成30年3活31日までになるとの説明がありました。

減額には寒冷地手当も含まれているかとの質問があり、寒冷地手当は11月から3月までの間のみの支給であることなどから、減額の対象とはしていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、人事院勧告に基づく一般職の職員の例に準じて、平成27年4月1日から教育長の手当に寒冷地手当を加えること、給料月額を2%下げる等の説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の

種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、職員の給与及び諸手当を国家公務員の例に準じて見直すとの説明を受けました。

委員から、給料の2%の引き下げについて質問があり、今年度平均で0.3%引き上げ、その後、地域の民間給与水準を踏まえた総合的な給料調整として平均2%引き下げ、生活費や民間企業の給与の高いところは地域手当でカバーすることになるが、郡上市は地域手当が支給されない地域に当たるため、相当分について下がることになる。しかし、国はこの勧告を受けとめて実施していくということであり、地方自治体としても尊重すべきと考えるとの説明がありました。

勤務実績の手当への反映について質問があり、国は再来年に一律で実施を求めているが、郡上市は既に職員の評価制度を確立し、勤勉手当に反映させているとの説明がありました。

単身赴任手当の内容について質問があり、単身赴任した職員が居住している住居と配偶者が居住している住居との距離が60キロ以上になると支給されるものであり、2万3,000円の基準額が3万円に引き上げられるとともに、距離による加算額の限度額である4万5,000円が7万円に引き上げられるが、距離に応じた区分ごとの加算額については国から示されていないため、示され次第、規則の改正を行うとの説明がありました。

現在の管理職手当の状況について質問があり、郡上市の管理職手当の額は県内他市の水準と比較すると2分の1程度であるため課題と捉えており、新年度の予算編成時には改善に向け検討を行いたいとの説明がありました。

郡上市職員の給料水準はかなり低いと聞いているが、地域差がますます広がっていくのではないかと質問があり、ラスパイレス指数で比べると郡上市の職員は国家公務員よりは低いと言えるが、一方で、郡上市の民間の人たちと比べては高いのではないかと議論もある。ラスパイレス指数を100まで引き上げるような措置が市民の共感、同意を得られるか難しい。また、今回の給与制度の総合見直しは、これまでも人事院勧告に依拠して実施してきた以上は、同じ考え方で対応せざるを得ないが、給料表の引き下げには3年間の経過措置として現給保障があるため直ちに引き下げられるのではなく、将来的な給料のあり方ということで、一定の配慮がされているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例について。

審査に当たり、議案第140号及び議案第141号の2件は関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとに質疑及び採択を行いました。

総務部長から、北濃財産区が有する全ての財産を自治会に払い下げ、平成26年3月31日をもって

北濃財産区を廃止したことに伴い、条文から北濃財産区特別会計また北濃財産区管理会等を削除するとの説明を受けました。

特段の質疑もなく、議案第140号及び議案第141号の2件について、いずれも本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第142号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例に引用する法律条文を改める等所要の規定を整備することについて説明を受けました。

委員から、公務災害補償の郡上市の適用状況について質問があり、火災出動中の交通事故と訓練中に死亡している消防団員2人が該当している。今回の児童扶養手当法の一部改正に関しては、公務災害補償の年金額が児童扶養手当法による支給額より多いため、該当しないとの説明がありました。

遺族補償年金の受給資格について質問があり、条例の第13条に権利の消滅が規定してあり、奥さんが離縁等により殉職した団員と親族関係がなくなったとき、子どもの場合は18歳に達した最初の3月31日が終了したときなどに権利が消滅するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成26年12月19日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。
以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年12月2日開会の平成26年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例議案6件について、12月11日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第143号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しを図るため所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、産科医療補償制度について、市内における事故の発生状況について質問があり、市内の加入医療機関は分娩機能を有する郡上市民病院であり、補償対象になったケースは、これまでに1件との説明がありました。

また、産科医療補償制度の掛金が引き下げられたこと、その額となる1万6,000円は妥当である

かについて質問があり、この制度は公益財団法人日本医療技能評価機構が運営し、現在剰余金総額が約800億円あり、1分娩当たり8,000円を10年間充当できる見込みであるため、本来の掛金水準2万4,000円から8,000円を減額したものとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

健康福祉部長から、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることからこの条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、新制度によって子どもが小学校に入学したときに教育・保育の方針の違いから指導上の問題が生じるようなことはないかとの質問があり、制度が変わることにより、教育委員会としてのかかわりを強化することが可能であることから、今までよりも教育要領や保育指針に基づく内容に差が生じにくくなり、就学時において指導上の問題を来すことはないと考えているとの説明がありました。

教育委員会と市長部局がどのように連携を図っていくかという質問があり、小学校区における幼稚園と保育園の関係については、大和地域をモデルとした連携を進めているところであり、その成果を各地域に広めていきたい。部局を超えた連携に問題はないものの、今後は組織のあり方を研究していきたいとの説明がありました。

保護者に対する影響と市の負担について質問があり、新入園児や在園児の保護者説明会においては、現教育・保育体制が大きく変わるものではないことを説明している。このうち、保育園の保育料については、国の基準である8階層に統一したいと考えているが、子育て支援を強化する観点から、幼稚園の保育料も含め、現行の水準を上回ることがないよう一定の軽減措置とともに、公立・私立とも統一した保育料の設定を検討しているとの説明がありました。

認定こども園に移行すると、幼稚園教諭と保育士の両資格が必要になるかとの質問があり、認定こども園では両資格が必要となるが、5年間の経過措置があり、その間に資格を取得することになるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第145号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

健康福祉部長から、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることからこの条例を定め

るものであるとの説明を受けました。

委員から、園児数に対する保育士の人数とその対応について質問があり、園児の年齢によって、配置すべき保育士の数の定めがあり、ゼロ歳児3人に対し保育士1人、1・2歳児は6人に対して1人、3歳児は20人に対して1人、4歳児以降については30人に対して1人となっている。

昨年度は中途入園が125人あり、ほとんどが未満児であった。入園児の増に伴う法定職員数の確保は、登録保育士制度等を活用することで対応した。

民間の場合は、中途入園の見込み数を想定して、年度当初から加配保育士を配置する措置を講じている園もあり、この場合の人件費については県補助金を受けて人件費助成を行っている。公立・私立ともに、毎年、県による指導監査が実施され、職員数については確保されているとの説明がありました。

事業所内保育は、地域の子どもも入園できるかとの質問があり、郡上市には待機児童がなく、現在認可している施設で需要を満たしていることから、あえて事業所内保育事業を認可する現状にはないと考えている。郡上市が事業認可する場合、従業員の子どものほか、地域枠として入園できる体制を整える必要があるとの説明がありました。

事業認可の必要がない本市にあつて、この条例を整備する必要があるのかとの質問があり、法に基づいて整備するものであること、地域事情等を考慮して、今後、家庭的保育事業等で対応しなければならない可能性もあることから整備するものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第146号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

健康福祉部長から、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることからこの条例を定めるものであるとの説明を受けました。

障がいのある子どもの指導資格について質問があり、障がい児担当の実務経験や県等が実施する講習を受けた方に指導をお願いしているとの説明がありました。

開設時間と地域による利用者の偏りについて質問があり、放課後児童クラブの開設時間は、平日はおおむね午後3時半から6時まで、夏休みは午前8時から午後6時までが基本となっている。現在は校区単位の開設となっていないので、開設会場までの送迎についてはそれぞれのクラブで対応していただいている。クラブごとの利用者数に偏りがあるが、ニーズ調査の結果等を踏まえながら今後における対応を検討したいとの説明がありました。

利用料金について質問があり、月額7,000円の基準を設けているが、夏休み期間となる7月は

2,000円、8月は6,000円を加算しているとの説明がありました。

利用料金の軽減について質問があり、要綱による基準を定めているが、他市の状況等も調査し、今後における検討課題としたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市図書館たかす分室を旧高鷲健康管理センターに移設することに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、議案内容についての特段の質問はありませんでしたが、議案可決前にオープニングセレモニーが行われたが、どのようであったかの質問があり、市民の利便性を損なわないための対応であったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第148号 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、やまと総合センターに指定管理者制度を導入できるようにするため、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、指定管理になると現在の職員の業務が全て委託になるのか。また、物資調達や伝票処理ということも含まれるのかという質問があり、指定管理者制度を導入すると、指定管理者が現在の職員の業務を行い、光熱水費や保守点検料等も指定管理者が工夫し、より効率的な運営を行っていただくこととなる。ただし、施設使用団体調整については、選挙等の使用が急に入った場合などに支障がないよう最終的な利用調整の決定については教育委員会が行うこととするとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成26年12月9日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 文教民生常任委員会の報告の中に、議案144号ですが、2ページの上から4段目に、大和地域をモデルとした連携を進めているってありますが、この内容はわかりませんので、大和地域でどのようなことがされているのか、その説明をいただきたいと思う。

○議長（尾村忠雄君） 4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 詳しいことについては知りませんが、教育次長にお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらの和歌山地域でございますけれども、以前にこの幼稚園、それから保育園、それから、そこが小学校へ上がるところと、スムーズなそういう移行ができるために調査、研究をしたという例がございます、報告書のほうも出ております。

以前にもう少し似た例では、子ども自立支援サポート事業というようなことで、高鷲地域で発達障がいですとか、そういう子に限って、医師も交えまして、幼稚園、あそこは幼稚園はございませんが、保育園、それから小学校、それから中学校も入れまして、スムーズな連携ができるようにとといったようなことをやっておりますが、あれは、いわゆる発達障がい等に限ってというようなことではございましたが、それ以前に和歌山地域で幼稚園、保育園、それから小学校が交えました、そういうスムーズな移行といったようなところを研究した例がございますので、そのことをまた順次広めて、ほかの地域にも進めていきたいと、そういう例でございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） スムーズな移行ということはよくわかるんですが、何をやられたのかがわからんもんで、どういった形を、例えば、小学校と保育園、幼稚園がどういう形で何をやられたかがわからんから聞いてとるんですよ。だから、和歌山地域でスムーズな連携をやっているってことですけど、何をやられたかということ、モデル地域として。その辺のそこをちょっと詳しく聞きたかったもんですから。

和歌山地域と美並については、保育園から幼稚園になって小学校へ行くという形をとってみますので、その制度の中でのことなのかなって思ったりもしたんですけど、どうもそれとは違うみたいですので、何をやられたのかなって。小学校と、例えば懇談会をやられたとか、1日入学をやられたとか、いろんなこと、その辺がお聞きすればと思ったんですけど。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 具体的な内容としては、1つは、幼稚園、保育園も含めてですけども、指導法について、小学校の先生が園へ行って様子を見せていただく。それで、今度は逆に、幼稚園、保育園のほうから小学校のほうへ行って、その指導法にどういう違いがあるのかとか、あるいは共通することは何かあるという感じで勉強していただいたり、あるいは幼稚園、保育園から小学校へ入った場合に一番難しいのは集団活動をどうするかということですので、そういった集団活動についての基本的なことでは大事なこと、幼稚園、保育園でもこの程度はやっていただきたいとかとい

うふうな、そういう両方でお互いに指導の内容のすり合わせといったことも行っていただいたということで、具体的な冊子に、これだけは幼稚園、保育園でぜひとか、あるいはこれだけは小学校でぜひとかというような内容が整理をされて、それは各小学校へも配布をされて、今後、幼保・小の連携がうまくいくようにということで、手だてとしての、そういった紹介を広げたということです。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) ありがとうございます。小学校1年生の問題というのは、結構な、全国的にもいろんな問題が出て、保育園からとか、幼稚園から小学校へ行って1年生になっても、なかなか落ち着いて座っておられないとか、いろんな小学校1年生問題というのは聞いておりますので、ぜひともそういったことを郡上市全域に広めていただいて、一日も早く対応していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今の議案ですけれども、2ページのところ、上から5行目のところに、今の質問にありましたことの答えとして、部局を超えた連携に問題はないものの、今後は組織のあり方を研究していきたい、こう書いてありますけど、この組織のあり方というのは、どういうものかを聞きたいと思っております。

もう一つ、そのちょっと下のところに、保育料についていろいろ書いてありまして、現行の水準を上回ることはないよう一定の軽減措置とともに、公立・私立とも統一した保育料の設定を検討していると。条例の中にもそれぞれの事業所で徴収できるというような項目があったと思うんですけども、この場合に、今までは市が保育料を徴収をしとったわけですけども、今後はそういうふうになるということの、これまでと変わらないと書いてありますけども、そういう徴収がなされるようになっていくのかどうか、お聞きしときたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 4番 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 最初の質問については、申しわけありませんけれども、教育委員会のほうでまたお願いをしたいと思いますし、その次の保育料に関しましては、私たちが質問を受けた中では、ここに書いてありますように、8階層の16区分で現行の基準を上回ることなく一定の軽減措置をしていくって、そのような回答をいただいておりますので、それ以上の詳しいことは、済みませんけど、健康福祉部長にお願いしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) この組織のあり方ということでございますが、この子ども・子育ての新

制度というのが、例えば、幼保連携型認定こども園という、幼稚園でもあり、保育園でもありといったような新しい制度になってまいりますと、その所管は、現行でございますと、保育園が厚生労働省、そして郡上市で申しますと健康福祉部が所管しておりますし、それから幼稚園につきましては、学校ということになりますので、文科省の所管で、今度は教育委員会のほうがそれを所管しておるといって格好になっています。

それでは、例えば、幼保連携型の認定こども園になったときに、それは一体どちらのほうが所管をするかといったような問題が出てまいりまして、国のほうでも、これは内閣府のほうが所管をしておりますので、そういった場合、教育委員会と、それから市長部局のほうとの連携で対応できるという場合もありますが、県内の例では、例えば、子ども課であったりとか、子ども支援課というようなことで、就学前の子どもに関しますものについては、全てそれを市長部局に子ども課を置かれるような場合もございますし、それから教育委員会のほうに子ども課というのを置かれて、そこで全ての保育園児、幼稚園児を対応するといったような例がございますので、そのあたりのほうの必要が出てくるのではないかというようなことで、研究をしていく必要があるというふうに述べさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 保育料の設定の件でございますけれども、まず現行の保育園でございますが、合併協議を経て、今現在は8階層15の区分という形での設定をさせていただいております。

今回、国の基準というものが示されまして、保育園については8階層というところで、区分については特別な定めがないということもございまして、今まだ検討の段階でございますけれども、来年度からの保育園の保育料につきましては、国の基準に準拠した保育料の設定というところを検討をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、保育料の額につきましては、予算編成も踏まえながら、今検討の段階ではございますけれども、一つは、今議員御指摘のように、現行の保育料の水準を上回ることをないよう、いわゆる保護者負担という部分を引き上げることをないよう調整をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、来年度から新たな制度が開始されるわけでございますけれども、その一つに、施設型給付という新たな仕組みが導入をされてまいります。このことにつきましては、過日の議案審議の中でも資料を持って御説明をさせていただいたところでございますけれども、まず市が設定をさせていただきます保育園の保育料、それから幼稚園の保育料ともに、施設型給付の対象となる施設におきましては、いわゆる保育料、利用者負担額でございますけれども、各園において徴収をいただくということになりまして、公定価格で定められる、いわゆる施設型給付については、市のほうか

ら法定代理受領という方法をもって公費で負担をさせていただくという形に変わってまいります。

なお、現行の保育園でございますけれども、私の保育園が市内に複数ございますけれども、当面のところにつきましては、現行どおり市のほうが利用者負担額、いわゆる保育料を徴収をさせていただいて、公費負担額とともに委託費という形をもって各園のほうにお支払いをさせていただくというところが、まず来年の考え方というふうに捉えてございます。

いずれにしましても、保育料の設定につきましては、保育園、幼稚園の保育料ともに均衡ある設定ができるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 組織のあり方について、こういう保育の体系といいますか、ちょっと変わってくるので、今までのような教育委員会あるいは健康福祉課という対応だけではちょっと難しいんだという指摘だというふうに思いますし、それに対して、子ども課ですか、そういう動きもあるという状況の説明でしたけれども、これも来年4月からは始まるという段階の中で、郡上市はどのようなか、もうそろそろ明確にされなければならないというふうに思うんですが、その点の見通しについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 子ども・子育ての新制度でございますので、例えば、来年あたりから両方を合わせたような子ども課といったようなことが対応ができるかどうかということですが、これまたこの例の他にも課の新設であったり、統廃合といったようなことが当面来年の4月には他の例でも出てこようかとも思いますが、その中で一緒に検討してまいりたいということでございます。

まだどういう方向がいいかというのは、まだ決定はしてございませんが、スムーズに対応ができるようにしていきたいということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 来年の4月に始まる場合に対応できるように今検討中だと、こういうように理解していいですか。

それから、もう一つの保育料の件ですけれども、15区分ですね、郡上の場合、これが8段階になって、その場合、多少郡上の場合には細かく設定してあるというやつが、8区分になるとちょっと変わってきますわね。その場合に現行よりも悪くならないよう、重くならないようにするという考えだというふうにお聞きしました。それでええでしょうね。

その場合にこの徴収者が、徴収権者っていうんですか、市ではなくて、今後そういう施設になっていくという動きがあるんじゃないかというふうに思うんです。この法案、条例を見ましてもね、徴収することができる。しかも、額の決定は、今、市のほうはこれ以上高くならないようにしますけども、市のほうはいろいろ、例えば、共済費とか、いろんなことを含めて、どういうふうになるかわかりませんが、引き上げられる可能性もあるんじゃないかと思って心配をしております。その点についてはどういう市としての考えを持ってみえるのかを聞きたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） まず、1点目の保育料の設定の件でございますが、先ほど申させていただいたように、階層そのものにつきましては、まだ決定ではございませんけれども、国に準拠した考え方で設定をさせていただけないかというところで検討をさせていただいております。

このことは、保育園の保育料とともに幼稚園の保育料でございますが、これまでは、公立、私立とも一応定額というような形で、額には若干違いはございますけれども、これが新制度に移行する場合には、所得階層に応じた形で、ちなみに幼稚園の保育料でいきますと5段階に設定をしていくということが国の考え方でございますので、それに準拠した考え方を保育園、幼稚園ともに、先ほど均衡のあるという話を申しましたけれども、そういったところを考慮しながら設定をさせていただきたいというふうな考え方でおります。

ただ、今ほど、保育園、幼稚園の保育料については5段階にというお話をさせていただきましたが、現行、もう定額ではありながら、他の制度で就園奨励費という制度で、いわゆる実質的な保育料を軽減するといったような措置も講じられておるといふようなところもございまして、そのあたりのところも現状を分析しながら、新たな保育料の設定については、今ほど申しましたようなところも踏まえながら設定をしていきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる市が定める保育料のほかに、今回の条例の中にも実費徴収であるとか、上乘せ徴収、こういったようなところの規定も設けさせていただいております。園の保育、もしくは教育の方針によりまして、いわゆる市が定める保育料以外の経費として必要になるものにつきましては、当然保護者の合意等々も踏まえながら設定ができるという形になってございます。

具体的には、いわゆる実費徴収というところについては、保育園の場合、給食費というものについては、いわゆる保育料の中に含まれておることになりますが、幼稚園におきましては、現在も同様でございますけれども、給食費という形で別に設定をさせていただいておりますので、給食の献立等々、これは園の考え方もございまして、必要となるその実費については徴収をさせていただくというところでございまして、いずれにしても、園ごとに大きな違いがないような形で、行政でできるところの調整といいますか、そんなようなところの考え方を持ちながら、市内にある保育園、幼稚園につきましては、一定の水準をもって対応ができるように

というようなところも踏まえて検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第136号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第137号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第138号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この条例ですけれども、人事院は給与制度の総合的見直しを求めています。この見直しを行いますと、全国では地方公務員2,100億円のマイナスになるという試算がされてお

ります。人数にして約6割の14万3,000人の給与が下がるということになっております。このほかに、地域手当で地域格差が持ち込まれておりますけれども、今回の総合的見直しは、その地域間格差をさらに拡大するものになっております。郡上市の職員の給与は県下でも低いランクにあり、これ以上の引き下げを認めることはできません。

なお、人事院勧告によって、官民の民間と官の格差を是正すると言いながら、民間は今、どんどん下がっておりますね。その下がるところに合わせていくと。これは人事院勧告の持つ性格でありまして、限界であるというように私は思っておりますけれども、国としては、こういう民間の賃金が下がっているこの現状を、安倍総理はアベノミクスと称して、それによって何とかしていくんだというように言っておりますけれども、現実には、この1年以上の間、賃金は前年度を下回っております。

そういう中で、人事院勧告が民間との格差の中で実際に行っていくということについても不当であるというのを私は思わざるを得ません。よって、この条例についても反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま審議に付されている郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案を承認することに賛成の立場で意見を述べます。

本条例案は、民間給与との格差などの是正を求めた人事院の給与勧告に基づき、平成26年度の民間給与との0.27%の格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げること、期末勤勉手当は給与の0.15月分を引き上げるが、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分するとした給与改定を行うことが、その一つであります。

もう一つは、平成27年4月からの給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しを行うことであります。その内容は、郡上市のような民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、給料表の水準を平均2%引き下げることでありますが、その内容は若年層の号給は引き下げない、または引き下げ幅を抑制し、3級以上の号給を最大4%程度引き下げることであります。そして、40歳代や50歳代前半の職員については、勤務成績に応じた昇給機会の確保のため、5級、6級に号給を増設することとしております。

改正後の適用は、平成27年4月からとしながらも、給料の引き下げは3年間の経過措置により現給保障がされることになっております。

さらに、今回の人事院勧告では寒冷地手当の支給地域が見直され、郡上市は4級地に該当することになったため、本条例案に新たに支給規定が設けられるなど、諸手当の引き上げも図られており

ます。そうしたことから、本条例が施行されても、職員に支給される実質給与には大きな影響はないと判断をいたします。

また、総務常任委員会での本条例案の審査過程では、管理職手当の現状について質疑があり、郡上市の管理職手当が県下では低い金額であること、そのことから管理職にあっては施策の実現と推進のために、言葉はおかしいですが、身銭を切っても職務を遂行しなければならない事態が散見されることから、管理職手当の金額を早急に見直されるよう要望したことを申し添えながら、議員各位の御賛同をいただくことをお願いして、本条例案の賛成の討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第139号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第140号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決します。

議案第141号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第142号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第142号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第143号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第143号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この法案は、この前の3月議会に提案をされた子ども・子育ての仕組みをつくっていくという、そういうときにも論議をいたしました。

市としては、これまでと変わらない仕組みで行われていくという努力をしたいというお話ですが、実際は、先ほどの説明でもありましたように、施設が必要経費を決定できるようになっていくという心配をしております。

実際お聞きしますと、今、郡上の中ではこういった特定教育保育施設とか特定地域型保育事業の設置可能性は余りないのではないかというようなことをお聞きしておりますし、現に郡上の場合、待機児があつて大変困っているというような状況ではありませんので、これは、この先の問題であるというように思いますので、そういった状況の中でこうした、例えば保育料についても施設が決めて徴収できるようになるという方向、それから保育士についても望ましいとは書いてありますけれども、どうも今の基準よりも、例えば5カ年の間に資格を取るよう努力するというような規定がありますが、そういった意味で保育士の資格が十分保障されない。

それから、その他給食の外部委託の問題とか、まだそういったこと等を見ますと都会部で、今、大変待機児童があつて、それを解消するために、ある程度の基準を緩めてやろうとしているという、その一環というように思われます。

そういった意味で、あくまで保育や幼児教育の充実を願う立場から、この制度に対して反対をしておりますので、こうした、今、出されたこの問題についても反対を申し上げます。

○議長(尾村忠雄君) 賛成討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) それでは、議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、内閣府令であります特定教育並びに保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って、または参酌して市の基準を定めるということであります。このことは、恐らく全国の自治体も同様の流れというふうに思います。

そこで、この狙いですが、本条例の、平成27年の4月に子ども・子育て支援新制度の開始を踏まえて、保育や教育の量的拡大と質的向上、この両面を目指したものと理解、確認をいたしているところであります。

新制度は、特定教育保育施設となる幼稚園、保育園及び認定こども園に対する施設型給付と、また利用定員19人以下の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う特定地域型事業者に対する地域型保育給付に移行するものの、市はこの条例の規定に基づき、利用開始に伴う基準とか教育、保育の提供に伴う基準、施設管理や運営に関する基準を満たし、給付対象施設または事業者としての適格性をしっかりと確認する義務があります。

委員会の報告にもございましたが、幼稚園あるいは保育園、認定こども園から市内の小学校へ入学したときに、それぞれの施設から来た子どもたちが1年生になったときに大きな格差があるのではないかという心配もありましたが、現状におきましても、そのことは特段の差異はないと。

今後は、さらにこの改正によって教育委員会としてのかかわりもまだ組織化によって新たな強化をされるということがありますので、より郡上市の1年生に入学する子どもたちの均衡が図られ、水準が高くなっていくものと、より期待をすることでございます。

幼稚園や認定こども園については、従来の園と保護者による直接契約であることに変わりはなく、入所に当たって、市は利用調整等の役割を担うこと、保育園については、児童福祉法に基づき、市が入所措置を行うものであり、利用契約は市と保護者の契約に変わらないため、市の管理のもとで利用調整を行うとなっております。

また、新制度における利用者負担につきましても、先ほどから反対討論の中にもありましたけども、世帯の所得に応じて定めることとされ、現行の幼稚園、そして保育園の利用者の負担の水準を考慮して、国が示す上限内で、市がその額を定めるとの方向であります。

このように、施設型給付等の確認や、入所の利用調整、保育料の設定など、新制度移行後においても、市が施設等の運営に関与するものであり、よって、その基準を定めるこの議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子どもたちの教育の場の改善、保育の場の改善が、より図られるものであることを感じながら、

ここに制定についての賛成を表明するものであります。議員各位の御賛同を切にお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第144号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第145号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この条例も、先ほどの条例と大変関連の深い性格の似た条例でございます。

お聞きしますと、この家庭的保育事業のというような形態のものが、今、郡上市にあるのか、今後、そういうものがふえていくのかということについては、どうも余りないのではないのかというような状況だということに思いますが、これについても、先ほど言いましたように、保育士の資格の問題、それからこの保育料の問題、それから施設の問題等についても、かなり条件が緩和されるというか、施設の広さが狭くてもいいというような内容が入っておったりしますので、大変そういう点では子どもの養育について、今、各地でいろんな問題起こってますよね、そういうことが今後起きないように、郡上ではそういう傾向はないのではないかとということに私は希望しておりますけれども、この条例によって条件が悪くなることのないようにということを期しまして、今回の条例に反対の意見を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議案第145号に委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも、子ども・子育て新支援制度は、就労形態の変化などによる保護者の多様なニーズや地域事情に合った保育機能の確保を目指すものであります。議案第145号は、その中でも待機児童の解消とともに、子どもが減少している過疎地域では、全国的に保育所の統廃合により、遠くの施設を利用されたり、利用を断念されたりすることが問題となっていることから、この改善のため、少

人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保するためのものがあります。

現在、本市においては喫緊の課題となっているとは言えませんが、時代の変化に対応できる状況を準備しておくことは、子育て日本一を目指す本市にとって必要と考えます。

以上のことから、本議案に賛成の立場で討論とさせていただきます、議員各位の賛同を求めるものがありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第145号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第146号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第146号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第147号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第148号 やまと総合センターの設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第148号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時からでお願いをいたします。

(午前10時46分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

◎議案第157号から議案第158号までについて(委員長報告・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程15、議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについてと日程16、議案第158号 財産の無償譲渡について(牛道財産区の財産)の2議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としました2議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年12月2日開会の平成26年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他の関係2議案につきまして、平成26年12月12日に開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて。

議案第158号 財産の無償譲渡について(牛道財産区の財産)。

審査に当たり、議案第157号及び議案第158号の2件は関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとに質疑及び採決を行いました。

総務部長から、牛道財産区にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について、財産の管理実態と所有権の一致を図るため、地元6つの地区ごとに設立または設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うため、旧慣による使用権を廃止するとの説明を受けました。

委員から、この地縁団体に管理する財産の中に、公団造林の契約地域は含まれているかとの質問があり、公団造林と分収造林はないとの説明がありました。

委員から、今後も地縁団体に無償譲渡する財産があるかとの質問があり、牛道財産区の無償譲渡が完了すれば、ほかの財産区は管理実態と所有権が一致しており、今のところ財産区管理会から無

償譲渡の協議書等の提出等はされていないとの説明がありました。

無償譲渡の中に宅地があることについて質問があり、那留の自治会で地元の集会所の底地を買って財産区名義で使用しているとの説明がありました。

認可地縁団体の認可を受ける時期について質問があり、取得予定の土地が確定しなければ認可がおりないため、この案件が議決されれば、平成27年1月中旬に進めていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、議案第157号及び議案第158号の2件について、いずれも本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年12月19日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについての討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第157号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第158号 財産の無償譲渡について（牛道財産区の財産）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第158号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号及び請願第3号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程17、請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願と日程18、請願第3号 消費税の増税に反対する意見書の提出を求める請願書の2件を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としました2件のうち、継続審査となっておりました請願第1号と本定例会で審査を付託しました請願第3号について、委員長より、審査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年12月2日開会の平成26年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、平成26年12月12日開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第3号 消費税の増税に反対する意見書の提出を求める請願書。

紹介議員から、一般国民の生活にはアベノミクスの実感がほとんどないこと、消費税を上げるたびに経済や税収が落ち込んでいること、消費税増税によって福祉に充てていく路線は破綻していることから、消費税10%増税は適切でないとの説明を受けました。

委員から、消費税の引き上げは民主党政権下で、自民党、公明党の合意により法律が通っており、強行して決めたわけではなかったと認識しているとの意見がありました。

請願には、「圧倒的多数の国民の反対にもかかわらず」とあるが、賛成と反対が拮抗していたのではないかとの意見がありました。

税収は伸びていないが、社会保障費は伸びており、国債で補っている。これを税収で補うとすれば、所得税や法人税の税収をふやすよりも、消費税で広く浅くもらう政策のほうがよいのではないかとの意見がありました。

消費税は自治体配分も見込まれており、郡上市にとっても収入増となるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数で、請願第3号を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年12月19日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、産業建設常任副委員長、1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 請願につきまして、産業建設常任委員会から報告をいたします。

平成26年第4回郡上市議会定例会において継続審査となっておりました請願1件について、12月15日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願関係。

請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願について。

農林水産部長及び農務水産課長から、主食用米の価格と需要状況について、米離れと人口減少により米の消費が減少傾向にあり、本年度産米は民間流通在庫の増加により、全国的にも相対取引価格が大きく下落している。米価下落への対応策としては、米穀安定供給確保支援機構による主食用米の買い入れ、収入減少影響緩和対策実施に向けての調整、売り急ぎ防止の集荷円滑化対策等が行われている。また、水田フル活用による飼料用米の増産への推進、支援を進めているとの説明がありました。

委員から、請願には米価の下落の原因は在庫の増加を政府が認識しながら何ら対策を講じなかったものであるとしているが、政府は何もしていないわけではない。この問題は、国が過剰米を買い取って解決できるものではなく、総合的な対策が必要であるとの意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年12月19日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会副委員長 山川直保。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 委員会の結論は不採択ということでございますが、この請願は9月議会に出しておりまして、いろいろ御意見もある中で、もっと審議しようということで、こういう形になりました。

今、農家の方々は、米価が概算金っていうんですか、非常に下がっておって心配しておられます。そういう中で、この委員会審議の中でも政府は何もしないわけではないと、やっておるというようなことで、ここに幾つかの施策、対策が書いてありますが、この、特に最初から5行目あたりの対策がどのようなことが行われておったのか、これは、それまでの毎年の取り組みとそんなに変わらないというように私は思うんですけども、これについてはどういう論議があったのかをお聞きしたいと思いますし、あと問題は、国は過剰米を買い取って解決できるものではない、私もそのとおりに思います。本当の総合的な対策が必要であると。その場合に、ここでも総合的な対策が必要と言われたことについては、どういう内容を指しておられるのかをお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） お答えいたします。

政府が対応された対応策というものは、具体的には5点ほどございますけれども、ここに上げましたことにつきまして、若干説明させていただきます。

まず、この米穀安定供給確保支援機構が、平成26年5月におきましては約220億円分ですね、35万トンの買い入れを実際に行っております。また、農林水産省のほうでは、収入減少影響緩和対策としての、これならし対策と申しますが、それを実施に向けた調整を行っております。また、全農に対して概算金の追加払いの早期実施などを要請されていると。

また、3点目といたしまして、農林中金が米生産者の運転資金借入れに対しまして、この利子補給制度などを27年12月まで実施しておるとか、また、ほかには、売り急ぎを防止するために、やっぱり売り急ぎということがあるわけなんですけれども、それを防止するために、その集荷円滑対策といたしまして、20万トン規模の、ことし新しい米を来年11月下旬まで出荷せずに、そうしたことで倉庫などの在庫調整を行うということも努力をされております。

また、JA支援といたしまして1俵当たり600円ほどの、約1億円規模の助成を行っていると、そういうようなことがございます。

このため、総合的な対策が必要であるというふうに書きかえておりますのは、かなりこの米価につきましては、全国の事業実績というものが、毎年10万トン以上変わる中で、今下がってきておりますけれども、そうした中で、実際このリアルタイムにこのことが変わることであって、ことしのような天候不順、西日本、東日本におきましてもとれる多さが違ったりとか、地域によって異なります。そのため、一つのこの請願1本で毎年対応ができるものではないということが言えまして、やっぱりリアリティーにこうした対策を政府が考えならやっておるといようなことでありまして、私どもがこの請願を出す時期、またはそのときによりまして、時々その政策がありまして、合致しているものがあるということはありませんが、この文言のままでは不可という形になりましたのが現状であります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) いちいち一つ一つちょっとお聞きしては申しわけないもんですから、この米価下落への対応策を見ますと、これ、それぞれそういった対策が、これまでもとられておるし、ここでもとられておるんですが、今年度はこの資料を、これ農林水産部からだと思いますがでておりまして、最初の主食用米の価格と状況、需要状況の中で、下のほうにコシヒカリ概算金がずっと書いてありまして、去年は1万2,200円、その前1万4,000円、ことしは9,700円、これは下落しておるわけです。

この下落を何とかしてほしいということで、この要望は出ておりますが、この政府が何もしない

わけではないという、こういうことについて言っておるのではなしに、この下落した分を国が補填をする、補償をする、これはヨーロッパとかアメリカでもやっておるんやということで、ぜひ、これは9月に出していただきたいというように思ったんですが、できなかったわけですけども、それならば、この総合的な対策をする必要があるという意見についても、今後はぜひとも農業政策非常に大事ですので、郡上市議会としても十分検討して、誰もが納得のいく、ここをやっぱり直してほしいんだという意見を出せるようにしていただきたいというふうに思います。

私は、このせっかくこういう要望が出ておりますので、市民の声、あるいは農家の方の声ということで、ぜひとも今、結論は不採択というふうになりましたけれども、何としてもこうした国民の声があるということ由市へ、国へ伝えるということで、ぜひこの請願の採択をお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 今の質問、要望ですか。

（「質疑です」と6番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論、また後からありますので、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 野田です。今、ちょっと討論の中身まで言ったような気がしますけれども、気持ち、ぜひとも採択してほしいということでしたので、質問については、これ以上聞いておっても大変やというように思いましたので、切り上げてそういう話になって申しわけありませんでした。

何はともあれ、農家の方の心配は大変やというように思います。そして、それに対する十分な対策をできていないというように私は思っていますので、ここでは、今からでもこの請願を国へ送って何とかせいという地方の声を届けていただきたいというように思いまして、この請願の賛成討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） 請願第1号の委員長の不採択に賛成の立場から討論を行っていきたい。

ただいま、野田議員からは、その政府による過剰米の調整を行えということ意見を意見としても申し

上げるということをおっしゃっておられますけれども、そういった中で現状の米のあり余りというのは、ことしの作柄も決して大豊作ということではなく、少子化であり、高齢化であり、食の多様性等、そういった問題が、また、1キロ当たりの米の消費量というものの減が米の余り現象ということで、この米価にあるというふうに思っております。

特に、特Aである岐阜県産米のコシヒカリにつきましては、相対価格が60キログラム当たり1万4,000円弱という値で推移しておるということで、生産者価格のほうにつきましては、概算金9,700円と追加金を含めましても1万2,000円弱になるかというふうに予想されるというふうに説明を受けております。

そういった中で、政府は先ほども副委員長が申し上げたとおりに、そういった備蓄米を含めた、そういった対策はとっておるわけでございます。そういった中での値でございます。そういった中で、水田フル活用といった今後の需給の見込まれる飼料米への推進も図って、そういった中でも助成を行っておるということが現状であります。

ただ、この問題につきまして、ただ単に委員は言われたように政府による過剰米を処理しよう、買い上げようということだけでは解決できないということが委員会の中で、そういった意見がありました。

そういった中で、この委員長の意見にそういったものの抜本的な解決にならないということで、委員長の報告に賛成という立場での討論とさせていただきます。議員の賛同をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は原案を不採択にするものでありますが、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

（発言する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 消費税の増税に反対する意見書の提出を求める請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 景気が大変よくない今の日本の経済、消費税の増税によって大きく悪化しているという認識を持っております。市から6月の国内総生産統計、これで個人消費が大きく落ち込

みました。

それから、7月から9月の個人消費、これも同じくマイナスでした。各界が何とか持ち直さんかということで期待をしておったんですけども、落ち込んでおります。

中小企業や下請け企業にとっては消費税増税分の販売価格とか、下請代金への転嫁に四苦八苦ししているのに、景気後退で売上げも脅かされておる現状であります。

消費税は、所得の低い人により重い税金で、税金としては最もふさわしくないやり方です。勤労者の実質賃金も十数カ月連続で前年度を下回っております。政府も経済の腰折れを心配し、経済対策を用意することにしてはおりますが、これは、消費税増税すれば必ず景気に悪い影響を与えることを政府みずから認めておるわけでございます。

そして、今回10%への増税を1年6カ月延期したことも、今、消費税を増税したらもっと大きなダメージを与えることになる、そのことを安倍首相みずから証明をしたわけでございます。円安に増税が加わり、消費者物価が上昇、労働者の実質賃金はマイナスです。アベノミクスは格差を拡大しただけで、国民の暮らしに役立っていないのが明白だと考えます。

国民の所得をふやす本格的な景気回復の道、消費税に頼らない社会保障充実の道を目指す必要があると考えております。10%への増税の先送りではなく、中止しかないということを強く訴えます。何よりも大企業への減税ばらまき、中小企業への増税をやめ、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革が必要です。

また、安倍政権が大企業に労働者の賃上げを要請するといったことをやっておりますが、賃金上がるようなルールや、中小企業への支援策をルール化することが大切であります。非正規労働者をふやしてきた法制度を改革することが必要です。これまでの自民党政権のもとで行われてきた消費税増税路線のもとで一般国民や中小企業者はずっと苦しめられ、大企業ばかりが優遇施策を受けて内部留保をため込んできました。285兆円もの大企業の内部留保を、日本経済を好転させるために活用する道を検討するべきではないでしょうか。

今回提出された消費税の増税に反対する意見書の提出を求める請願書を郡上市議会が採決され、意見書を提出されることを強く求めます。

○議長（尾村忠雄君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番 武藤です。私は、この消費税10%、平成29年4月からの引き上げに賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、国は1,000兆円を超える借金を持っております。この借金を次世代に送ることはあってはならないと思っております。ぜひとも財政再建へのめどだけは立てておかなければならない。私たち

はそういう世代に生きていますし、また、日本の社会保障費の増大も、今後非常に危惧される場所ではありますけれども、それに対しまして、私は消費税といった形で、皆さんから広く浅く税収を取る。

また、その消費税を上げる段階で、また心配ならば、生活必需品に対する軽減税率といったことも考えればいいのであって、今は、私たちは消費税10%を国際的にも約束してある、また、日本の国が今後生きていく道を示す意味でも平成29年4月といったしっかりとした期限を決めて消費税10%に上げるべきだと思います。

また、大企業の軽減といったこともありますけれども、戦後、日本の企業は安い労働力を求めて地方へ進出しましたし、その地方より安い国際的な賃金の安いところに進出といったことで産業の空洞化が非常に進んでおります。そういったことも、今後の日本のあり方、産業のあり方、いろいろなことを踏まえた上で対応がなされるべきだと思います。

この請願書に「消費税を増税しなくても所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立った税制改革と、賃上げ料を初め国民の所得をふやす政策で税収をふやせば社会保障拡充の時代には十分確保できます。財源の再建の道りも開かれます」とありますけれども、この方法ではだめだったことは、だめな時期にきているということ、やっぱり日本国民の多くが感じていると思います。

将来の日本のために、ぜひともこれは一つの道筋として期限を決めて消費税を10%に上げるべきだと私は思いますので、この請願書には反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第3号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩いたします。

（午前11時33分）

○副議長（上田謙市君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時34分）

◎議選挙第3号について

○副議長（上田謙市君） 日程19、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（上田謙市君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（上田謙市君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。ただいまから指名をします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき選挙する議員に副市長の鈴木俊幸君、同広域連合規約第8条第2項の規定に基づき選挙する議員に尾村忠雄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました鈴木俊幸君と尾村忠雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（上田謙市君） 異議なしと認めます。よって、鈴木俊幸君と尾村忠雄君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木俊幸君と尾村忠雄君が議場におられますので、会議規則第32第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで議長交代のため、暫時休憩します。

（午前11時37分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時38分）

◎議発第17号について（採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程20、議発第17号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第19号について(提案説明・質疑)

○議長(尾村忠雄君) 日程21、報告第19号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 報告第19号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年12月19日提出。郡上市長 日置敏明。

専決第11号 専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年12月3日。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成26年2月12日午前10時30分ごろ、たかす北保育園の園外活動で訪れた郡上市高鷲町のひるがの高原スキー場において、園児2人が乗ったそりが滑りおりた際、ゲレンデで遊んでいた親子連れにぶつかり、母親が転倒して頭を打った。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、75万1,916円でございます。

専決第12号 専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年12月9日。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年8月25日午後1時20分ごろ、郡上市八幡町稲荷地内において郡上市鳥獣被害対策実施隊員が有害鳥獣捕獲活動中、高所に設置してある箱わなをクレーンで移動しようとしたところ、箱わなが大きく揺れ、ユニックの隣に駐車していた自動車後部及び駐車場のフェンスに衝突し、損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、2名でございます。

損害賠償の額、甲24万4,639円、乙15万9,840円でございます。

大変、申しわけございません。

○議長(尾村忠雄君) 質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） この専決の11号、12号ですけれども、保険対応といったことが、そういったことはどうなっておるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 11号においては、保険対応でございます。12号においては、保険対応はできないということでございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 専決第11号のスキー場での事故なんですけれども、これ2月になっていますな、1年近くたつとるんですが、こういう経過が必要なのかどうか、こんだけのね、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回、けががあつてということで、特に首、頭を打たれて首ということで、やはり頭痛とか、いろいろ首が痛いとか、そういうようなことがございまして、2月からいろいろこの方とは、いろいろな連絡とりながら進めてまいりました。その中で、やっと体のほうも回復されたということで、今回示談となったということでございます。

やはり体の関係ございますので、やはりそれだけの所要の日数がかかったということでございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 11号について、お聞きをいたします。

保険は、金額はどのぐらいまでマックスで、こうした傷害の場合、いけるものなのかお聞きしたいですし、結構前の話なんですけれども、私の知人の生徒が一般の客とぶつかられて、そして、その一般の客が、とまるところにぶつかったわけですね。そして、足の骨を折られて、その方が傷害してくれたと250万円の請求ということで、スキーの保険も入っらずに、皆さん、その父兄とか、そのクラブの者がお金出し合つてどえらいえらい目に遭つたということがございます。

今、郡上市はリフト無料ということも、行政サイド、そしてスキー場の協議会と一緒に、そうした施策を打たれて、郡上市の子どもたちもそうしたお金とか金銭面、心配することなくスキーに出かけられると、ボードに出かけられるということが多くあると思います。

こうしたときのスポーツの保険とか、そういう何か、それに対応した保険とかに教育関係も入っ

ておられるのか。もし、そうでないとしたら、何か市としても、何か対応策を考えてあげないと、これ例えば250万円といったら、商売というか普通の電気屋さんをやられとった方だったんですけども、何日間も動けんということでそういう額になったんですね。ぶつかられる方によっては、もっと多額な、そして、もしも倒れて頭とか打ってどうこうなるとかって、すごい多額な額になるんですね。これ、車と違ってみんななかなか保険に入っておらんもんで、当てて逃げていく人だつて、スキー場幾らもおるんですけども、そうした場合のこの対応策は何かお考えかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 11号でございますけれども、先ほど保険対応というお話をさせていただきましたが、全国町村会の総合賠償保障保険というものに市が加入をしております、この保険の範囲内で今回示談が整ったというものでございます。

そこで、損害賠償の額75万1,916円ということになってございますが、この内訳でございますけれども、長期間の治療が必要であったということで、発生しております2月の12日から8月の11日までが治療期間ということでございます。ちなみに治療日数は181日、通院日数といたしましては41日ということになってございます。

これに係る費用ということで、賠償をさせていただいた額の内訳でございますけれども、治療費が13万96円、それから、通院に必要な交通費という部分で2,520円、それから慰謝料ということで61万9,300円、こういった内訳になってございます。

治療費につきましては、治療に係る費用総額について賠償をさせていただくということになってございますし、この損害の慰謝料につきましては、この加入しております保険を直接的に対応しております業者のほうで、その基準に基づいて算出なされたというところでございまして、けがの程度等々によりまして、この額については変動するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の保険の身体にかかわる場合の賠償の最高でございますが、市としては1億円という形の加入しておるという状況でございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 限度額1億円というのは、1件につき1億円なのか、その年度についての1億円が限度なのか、お聞きしたいことと、それで、私が今、危惧しておることは、スキーであっても車と同じものなんですよ。ストックにしても、スキーのエッジでぶつかるにしても、ボードのエッジでぶつかるにしても、車と同じようなことで、保険とか入ってないと本当にそうした賠償責

任というものが存在する、実際そういう例があるわけなんです。

ですから、これを郡上市もそういうスキーということも、子どもにももちろん学校でスキー教室もありますし、そしてスキー教室の中でもフリーの時間というものももちろんあるわけで、そして、みんながまたスキーに出かけるというようなことで、何かいい、そういう保険のシステムを、本当にこういうこと危険なんだ、こういうことがあると賠償もせんならんということを皆さんにも認識、保護者の方々にも認識いただいて、市が実際にお金とかを補助しなくても、そういう保険とか、そういうことも学校とかで何か告知するというか、そういうことも必要じゃないかということ、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、市の行事については、その件は全部対象になります。

それともう一件の、先ほどの1億円というのは、一人に対しての1億円ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 学校につきましては、学校の教育活動の場合、それからPTA活動の場合、そして総合型のスポーツクラブの場合、それから、多分お尋ねになったの、ひよっとするとスキーの、いわばレーシングチームの件ではないかというように思うんですが、先ほど申し上げた幾つかの例については、これはそれぞれ保険の対応が可能だというふうに思います。

ただ、レーシングチームについて、今後加入する子どもたちもふえるというふうに思いますので、どういった保険対応ができるかということについては確認や検討をしていきたいと思ひます。

いずれにしても、スキーに伴うけがというのは、非常に重大なケースになる場合が多いですので、本人に、あるいはその家族に大きな負担がかかることのないように、保険等についてのその検討も進めていきたいというように思っています。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） その対応をお願いしたいと思いますし、例えば保護者の方がぶつかったら知らん顔して逃げよと、例えばですよ。下手な人だったら追いかけることもできませんので、そんな指導はしてないと思ひますけれども、子どもがぶつかって、もし大人に怒鳴られた場合、「ごめんなさい、ごめんなさい、私が全部悪うございました」と、例えばですよ。その瑕疵がどの程度あるのかどうかということもあるんですけれども、その事故実態についてうまくしゃべれない場合もあると思ひます。そういう場合に、市や教育委員会も全くそのことに関しては関知しないと、そういう教育に関しては。そのあたり、もう個人の保護者任せなのかという部分については、どう思われますか。大事なことだと思ひますので、聞きますが。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） まず、学校の教育活動で行うスキー教室の場合は、フリーに滑る場合と、それから練習、訓練としてきちんと滑らせる場合がありますが、いずれもそういった事故のないようにということで、付き添いを、引率をしている教員が随所に立ってというような形で、そういったことで防ぐようには努力をしております。

そして、仮に何かのはずみでぶつかったという場合は、これは、まずはどちらの過失があるなしにかかわらず、そういった事態が起きたときには、恐らく子どもは謝るというふうに思います。

その後の対応については、引率をしている教師からの報告を受けて、そして具体的な現状ですとか、あるいは事故に至った原因ですとか、そういったものの把握した上で、必要であれば教育委員会のほうとしても対応はしていきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 先ほど保険対応をお聞きしたんですが、専決12号については保険対応がないというお話でしたが、これ郡上市鳥獣被害対策実施隊員とありますけれども、これは郡上市の職員ではないというふうに、だから保険対応できなかつたのか、ちょっとその辺のところを、職員なら保険対応があってもいいような気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 実施隊員につきましては、有害捕獲保険のほうに入っておりますので、通常の猟中の事故ですね、そういったもの等について、あるいはわな等の設置中の事故については保険の対象になるということなんですけど、今回の場合につきましては、有害捕獲保険会社のほうに報告させていただいたところ、自動車が事由による損害に対しては保険金は適用されないということになりましたので対象外と。

ただし、非常に作業をするということで、安全対策とか立ち入りをするとか、そういった出入りを制限して、そういった場合におけば保険対象の部分も可能になるというようなことはあるということでしたけど、今回の場合はその対象にならないということでした。

あと総合賠償保険に対しても問い合わせたんですけど、やはり自動車の使用によるところが起因する賠償責任については対象にならないということでしたので、いずれにしましても、こういったケースを想定しまして、こういった場合につきましては安全対策をしっかりとるように、今後、そういったときには指導していき、市としてもしっかりとしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 以上で、報告第19号を終わります。

◎議報告第16号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程22、議報告第16号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき報告にかえます。

◎議報告第17号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程23、議報告第17号 中間報告について。

産業建設常任委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出いたしましたので、お目通しいただき報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第159号 工事請負契約の締結について(第75号阿多岐川災害復旧工事)を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第159号について(提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程24、議案第159号 工事請負契約の締結について(第75号阿多岐川災害復旧工事)を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 議案第159号 工事請負契約の締結について(第75号阿多岐川災害復旧工事)。

次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年12月19日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、第75号阿多岐川災害復旧工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による。
- 3、契約金額、2億6,265万6,000円でございます。

契約の相手方、郡上市白鳥町那留1502番地409、株式会社前田土木、代表取締役前田 守廣。

工事の場所、郡上市白鳥町阿多岐地内。

工事の概要、土木工事一式でございます。

1 ページ、ちょっと見ていただきますと、工期でございますけれども、本契約日より平成28年の3月25日でございます。

工事の概要としましては、右岸、左岸、総延長で345.4メートルの復旧でございます。

主なものとしましては、大型ブロック積みを983平米、巨石積みを1,086平米、それから河床の浸食防止として6トンの根固ブロックを310個設置するものでございます。

次のページ見ていただきますと、場所でございますけれども、阿多岐の簡易水道の浄水場の少し上流側から県道の鮎立恩地線の交差部の区間でございます。その隣に、全部で6工区ということで上げておりますけれども、そこが復旧延長ですし、真ん中の青の四角が書いてありますが、浸食防止のための床固ブロックを入れる箇所でございます。

それから、一番最後のページでございますけれども、入札結果をつけておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第159号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第159号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成26年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月2日開会以来、本日まで、終始、御熱心かつ真剣に御審議をいただきまして、本日の追加提案も含めまして提出議案全てについて御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

審議の過程においていただきました御意見や御提案については、今後の市政の推進に当たりまして十分踏まえてまいりたいと考えております。

ここ数日來の降雪で郡上は大変大量の雪が降りまして、道路交通にも、特に交通安全等に特別の注意を払わなければならないような状態となっております。また、これから忙しい年末年始に向かってまいりましてでございますけれども、議員の皆様方には交通安全や、あるいは御健康に御留意をいただきまして、ますます御活躍をいただきますとともに、よい年末年始をお迎えくださいますよう祈念を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成26年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月2日から本日まで18日間にわたり、条例関係、補正予算など市政の諸案件につきまして、きわめて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、市長初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行者各位におかれましては、年末年始を迎えて何かと御多忙と思いますが、健康に留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第6回郡上市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

(午後 0時05分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾村 忠雄

郡上市議会副議長 上田 謙市

郡上市議会議員 田代 はつ江

郡上市議会議員 兼山 悌孝